記 者 発 表 資 料

令 和 ７ 年 ３ 月 ６ 日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社ファンズコムテック	北海道札幌市北区百合が原１１丁目１８７番地

２．指名停止措置期間

令和７年３月６日　～　令和７年４月５日　（　１ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

４．事実概要

株式会社ファンズコムテックは、北海道開発局が発注した「札幌公共職業安定所外構改修２３建築その他工事」において、国が発注する請負金額八千万円以上（建築一式工事）の工事であることから、建設業法第２６条第３項及び建設業法施行令第２７条により、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くこととされているにもかかわらず、営業所における専任の技術者を主任技術者として配置した。

このことが、建設業法第２８条１項に該当するものとして、令和７年１月２７日、建設業許可部局である北海道知事から監督処分（指示処分）を受けた。

５．指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１４号ロに該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為）	
１４　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ　当該地方整備局の所属担当官	2ヵ月以上9ヵ月以内
ロ　当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先

国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）

○ 総務部　契約課　課長　川﨑（かわさき）　友美（たすみ）　（内線　2511）

建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）

総務部　経理調達課　課長　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線　6551）

○は本件の主務課です。